



貸切バス事業における運転者教育対策の方向性について

現状の課題

- ✓ 初任運転者や事故惹起運転者への実技訓練が義務付けられておらず、平成28年2月に実施したアンケート調査においては、半数以上の事業者において10時間未満の実技訓練しか行われていないとの結果※が出ている。
- ✓ ドライブレコーダーの装着率は2割に止まっており、映像を活用した指導・監督が十分行われていない。

※貸切バス事業者を対象に2,576社にアンケートを配布し、662社からの回答結果。

運転者教育の方向性

- ✓ 初任運転者(直近1年間に乗務経験のない車種区分(※)の貸切バスを運転する者を含む。)に対して最低20時間の実技訓練を義務付けることで、初任運転者の技量を確保。
- ✓ ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導・監督を義務付けることで、運転者の技量の低下を防止しつつ、事故・ヒヤリハット事例の共有等により運転者の技量を更に向上。
- ✓ 事故惹起運転者に対しても最低20時間の実技訓練を義務付け、技量が低下した状態で運転を継続することを防止。(その他、ASV装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等について、指導内容として明示し、指導を徹底。)

(※)大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合には、この限りではない。

【実技訓練のポイント】

- 実際に運転する自動車で実施。
- 実際に運行する可能性の高い経路を踏まえ、市街地、坂道、隘路、高速道路等において実施。
- 日中だけでなく、夜間の運転についても実施。
- ドライブレコーダーの映像で運転者に自身の運転内容を確認させつつ実施。
- 事故惹起運転者に対しては、事故時のドライブレコーダーの記録を確認させた上で実施。

【ドライブレコーダーを活用した指導・監督の内容】

- ① 映像を活用して普段の運行状況を確認。
- ② 映像により運転者に自身の運転状況・特性を把握させ、是正。
 - 適切な車間距離を保った運行
 - 法令遵守の確保
- ③ 事故・ヒヤリハットや好事例を共有し、指導。
 - 急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識
 - 安全運転状況の把握及び評価
 - 個々の運転者の不安全な運転特性の是正
 - 運行経路において生じたヒヤリ・ハット体験の共有、危険予知
 - 危険回避、緊急時対応の事例の共有